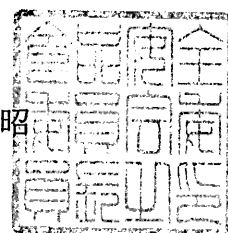




府 食 第 6 9 2 号
平成 1 7 年 7 月 1 4 日

農林水産大臣
島村 宜伸 殿

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭



食品健康影響評価の結果の通知について

平成 16 年 10 月 29 日付け 16 消安第 5870 号をもって貴省から当委員会に対して求められた塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸ジフロキサシン)及び豚の飲水添加剤(ベテキノン可溶散25%)の再審査に係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき通知します。食品健康影響評価の詳細をまとめたものは別紙のとおりです。

記

ジフロキサシンの 1 日摂取許容量を 0.0013mg/kg 体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。